平成２９年（フ）第８５９７号
東京都品川区旗の台４丁目11―13―203
債務者　丸山　亜季
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６００号
東京都江戸川区南小岩７丁目22―14　リベーロ平和１　502
債務者　八百板峰穂
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６２７号
東京都江戸川区西葛西３丁目５－６－101
債務者　柳田　春雄
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６４５号
東京都大田区中央３丁目１－８－201
債務者　小野　久美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６４６号
東京都世田谷区松原３丁目３－２
債務者　小原　久子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６５１号
東京都江戸川区北小岩６丁目48－７
債務者　須藤　千尋
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６５２号
東京都北区堀船１丁目24―12―202
債務者　矢野裕美子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６８６号
東京都江東区有明１丁目２―11―1304
債務者　森泉　順子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６８７号
東京都墨田区文花１丁目26―27―509
債務者　山高外志継
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６９０号
東京都杉並区和田１丁目43―11　救世軍婦人寮
債務者　菊地　弘子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６９５号
東京都世田谷区赤堤２丁目11―８―203
債務者　後藤　禎二
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６９６号
東京都渋谷区恵比寿２丁目６―18　原田方
債務者　荻野　一郎
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６９８号
東京都江戸川区船堀６丁目５－５－305
債務者　角田アナベルこと　ツノダ　アナベル　ディラ
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６９９号
東京都杉並区成田東３丁目17―24―202
債務者　大川　彩子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７００号
東京都江東区大島４丁目４－３
債務者　宮澤ちづる
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部